

4月1日

新たな町地域自治区スタートします

昨年末、みなさんに「地域自治区の概要」についてチラシによりお知らせしておりますが、本年4月1日合併特例区から地域自治区へ移行します。しかし移行したからといって、まちづくりの方向性については今までと何ら変わる事はありません。今後も身近な地域について住民皆さんが話し合い、様々な意見を出し合いながら「新たな町」の総合的なまちづくりを進めていくことになります。

この地域自治区に移行することにより、地域自治区（北檜山区・瀬棚区・大成区）ごとに「地域協議会」が設置されます。この地域協議会は簡単に言う

と、「自分が住んでいる町を良くしたい」という気持ちを持った町民の皆さんが、地域協議会委員と共に身近な課題となっていることなどについて話し合い、町政に反映させたり、その課題についてより良い解決策を導き出していくための場です。また、地域自治区に移行すると、現在の「北檜山区」「瀬棚区」「大成区」の住所表示をそのまま使用することができます。

では、この地域協議会の役割について大きく4つに分けてご説明します。

①地域の連携の強化

地域の情報交換や各種団体との連携を図り、地域での課題解決に取り組む自主的な協働活動を推進します。

②施策の提言

特色ある地域づくりや、地域で生じている課題解決に必要な施策の提言を行います。

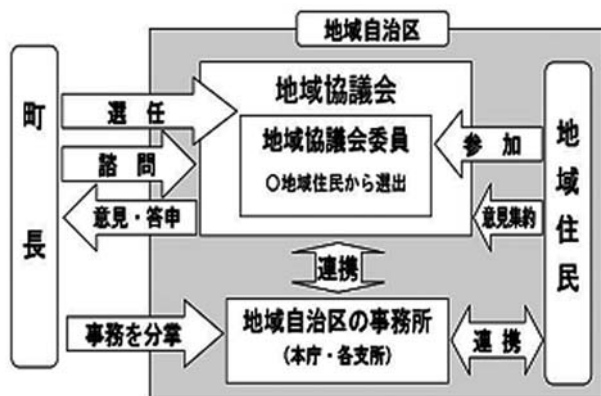
③諮問の協議

町の施策の決定や変更等で地域に関するものについて、町長の諮問を受け協議し意見を述べます。

④その他

地域自治区事務所（本庁・総合支所）で行う事務について意見を述べます。
このように、言えば地域住民の意見を町政に反映させるための重要な組織です。

せたな町地域自治区のイメージ



- ① 公共的団体が推薦するもの
(農協または漁協、商工会、PTA、町内会等のうちから5人以内)
 - ② 識見を有する者(3人以内)
 - ③ 公募によるもの(2人以内)
- また、地域協議会委員の任期は4年となっています。

また、委員の選任については、各地域自治区域内に住所を有するもので、次に掲げる者のうちから町長が選任します。(各地域自治区に住所を有しなくなったときは失職します)

せたな町各地域自治区の地域協議会委員定数は、各地域自治区それぞれ合併特例区協議会委員と同じ10人以内となっています。



4月1日から地域自治区へ移行することとなるため、この地域協議会委員の選任については、2月下旬に各公共的団体へ推薦依頼及び町民皆さんへ公募します。(委員公募については、再度チラシ等により町民皆さんへお知らせします。)

新たに設置する地域自治区の地域協議会委員を公募します

■問い合わせ先／

- 役場本庁政策調整課まちづくり推進係(担当・濱登) ☎ 0137-84-5111
- 瀬棚総合支所総務税務課総務係(担当・早川) ☎ 0137-87-3311
- 大成総合支所総務税務課総務係(担当・樋口) ☎ 01398-4-5511